

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道登別明日教育学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

登別明日  
中等教育学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
ご覧ください。

- 本校では、異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視し、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体、HR全体に醸成します。
- 学校教育活動全体を通じて、いじめ防止推進に向け、計画的に取り組み、年3回のアンケート調査や教育相談等の機会を通して、いじめの早期発見に努めます。

登別明日  
中等教育学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- 目的 いじめの問題に対して「いじめ防止基本方針」を踏まえ、組織的に対応できるよう設置する。
- 委員 校長、副校長、教頭、生徒指導部長、各期主任(必要に応じて他の教員等)
- 活動 いじめ根絶に向けた意識啓発活動の促進。いじめ事案が発生した場合の初動体制の確立。いじめの再発防止に向けた計画の作成 など

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 校内研修
- 情報モラル教室、個人面談週間
- 「いじめの把握のためのアンケート調査」、「子ども理解支援ツール「ほっと」の実施
- 「端末を用いた健康観察・教育相談」の実施(長期休業明け)「SOSの出し方に関する教育」
- 教育相談週間
- 生徒会による啓発活動(ピンクシャツデー)
- 「学校いじめ防止基本方針」の取組の点検・見直し

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の登別明日中等教育学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先0143-85-0351(学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話	(電話)	0143-22-6594

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター